

指定共同生活援助事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

障害者総合支援法に規定する指定共同生活援助事業所における礼金
等の取扱いについて（通知）

日頃から本市障がい福祉施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

障害者総合支援法に規定する指定共同生活援助事業者（以下、「事業者」という。）は、「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 24 年 10 月 3 日条例第 43 号）」（以下、「条例」という。）により、利用者から礼金、権利金、仲介手数料等（以下、「礼金等」という。）を徴収することが認められていません。

今般、本市の実地指導等において、事業者が利用者から礼金等を徴収している事例を複数確認しております。

つきましては、礼金等に関する取扱いについて下記のとおり通知しますので、各事業者におかれましては、利用者から徴収する費用について適正な取り扱いをお願いいたします。

記

1 礼金等の取扱いについて

条例では、「事業者が、指定共同生活援助を提供する利用者に金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限る」とされています。

また、条例では、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができるとされています。

- (1) 食材料費
- (2) 家賃
- (3) 光熱水費
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に

要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用
そのため、条例の「当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであ
って、当該利用者に支払を求めることが適当であるもの」という趣旨に鑑み、礼金等を利用者から徴収することは認められません。

なお、敷金については、退去時に必要となる原状回復費用及び家賃等の未払い
額を差し引き、残額を返還するものならば、徴収が可能です。

2 根拠規定

(1) 条例

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
条例（平成 24 年 10 月 3 日条例第 43 号）

(2) 解釈通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指
定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平
成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）

(3) 関係通知

障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平
成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号）

3 その他

(1) 礼金等の取扱いについては、札幌市ホームページ「よくある質問」にも掲
載しております。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/yokuarushitsumon.html>

(2) 質問等はスマート申請にて受付いたします。

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo>



担当：〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当係